

京都府立大学寄附講座規程

(平成22年京都府立大学規程第2号)

(趣旨)

第1条 京都府立大学における寄附講座の設置については、他に本大学規程で定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄附講座の設置及び運営は、奨学を目的とする民間等からの寄附金を有効に活用して本学の主体性の下に設置運営し、もって教育研究等の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座とは、民間等からの寄附金により当該寄附講座の教育研究等の実施に伴う諸経費を賄うもので、講座又はこれに代わる組織において行われる教育研究等に相当するものを実施するものをいう。
- (2) 部局とは各学部、研究科、教務部、学生部及び附属図書館をいう。
- (3) 部局長とは、前号に規定する部局長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究等の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座の名称について、寄附者から申し出のあった場合は、寄附者が明らかになるような字句を付加することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、寄附講座の設置に係る寄附の申し込みがあり、この申し込みが本学の教育研究等の進展及び充実に有益であると認めた場合は、教授会又はそれに代わる機関の審議を経てその設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄附講座寄附申込書(別紙様式第1号)
- (2) 寄附講座の概要(別紙様式第2号)
- (3) 担当予定教員の履歴書(別紙様式第3号)及び就任承諾書(別紙様式第4号)

(設置)

第6条 学長は、前条の申請があった場合は、教育研究評議会の審議を経て、寄附講座を設置することができる。

(受諾)

第7条 学長は、前条に規定する寄附講座の設置を決定したときは、寄附講座受入承諾書(別紙様式第5号)を当該部局長に送付の上、寄附申込者へ寄附講座寄附受入承諾書(別紙様式第6号)により通知するものとする。

(存続期間等)

第8条 寄附講座の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、寄附講

座の存続期間は更新することができる。

2 部局長は、前項の存続期間が終了した場合は、寄附講座における教育研究等の成果の取りまとめを行い、学長に報告するものとする。

3 寄附講座の内容等に大きな変更を加える場合及びその存続期間を更新する場合の手続きは設置の手續きに準じて行うものとする。

(寄附講座の構成等)

第9条 寄附講座には、少なくとも1名以上の教員を置くものとする。

2 前項により置かれる寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とする。

3 寄附講座教員は、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則による有期雇用教職員とし、その契約期間は一の事業年度以内とする。なお、これを更新することがある。ただし、当該寄附講座の継続する期間を限度とする。

4 寄附講座教員の選考は、当該部局の教員選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

(寄附講座教員の職務)

第10条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究等の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(経理等)

第11条 報酬、研究費、費用弁償等寄附講座に係る経費の執行は予算の執行手續きによるものとする。

2 寄附講座教員の報酬など寄附講座における教育研究等の実施に伴う経費については、受け入れた金額の範囲内において賄うものとする。

(寄附講座教員の称号)

第12条 寄附講座教員において、教授に相当する者は、教授(寄附講座)と称するものとする。准教授、講師、助教又は助手に相当する者についても、それに準じる。

2 前項の称号付与は、第9条第4項の規程により選考された寄附講座教員に対して、学長が行うものとする。

(教授会等への出席)

第13条 教授会等が必要と認めた場合は、寄附講座教員は、これに出席し、意見を述べることができる。

(寄附金の受け入れ)

第14条 寄附講座における教育研究等の実施に伴う経費は、年度ごとに必要な経費を受け入れるものとする。ただし、当該寄附講座の存続期間に係る総額を一括して納入することを希望する場合は、一括して受け入れることができる。

(受け入れ制限)

第15条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金については、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、および著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること
- (3) 寄附金の使用について寄附者が調査、検査を行うこととされていること
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意志により寄附金の全部または一部を取り消すことができること

(5) その他教育研究等大学運営上支障があると認める条件
(特許等の取り扱い)

第16条 寄附講座教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、教職員の職務発明に関する規程（平成21年京都府公立大学法人規程第31号）の定めるところによる。

(施行の細目)

第17条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

寄附講座寄附申込書

年 月 日

京都府立大学学長 様

申 込 者

住 所

氏 名

印

寄附講座の開設に関して、下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座の名称

2 寄附講座の設置目的

3 寄附金額

(総額) 円

(年額) 円

4 納付時期

5 寄附の方法

6 設置期間

7 その他

様式第2号

寄附講座の概要

1 学部名・学科名	
2 寄附講座の名称	
3 寄附者	(所在地) (代表者)
4 寄附者の概要	(資本金) (主な業務内容) (その他)
5 寄附予定額	金 円
6 寄附の時期及び期間	(時期)平成 年 月 日 (期間)平成 年 月 日～平成 年 月 日
7 寄附金の使途	
8 寄附方法	毎年金 円 (総額金 円)
9 担当予定教員名 及び職名	(氏名) (職名) (氏名) (職名)
10 寄附講座の研究領域 の概要 (カリキュラムを含む)	
11 協力教員等	
12 現有組織の構成状況 及びそれらに照らした 寄附受け入れの必要性	

履 歴 書(例)

氏名
昭和 年 月 日生

本籍地 県 市 町 番地
現住所

学歴
昭和 年 月 日 大学 学部卒業
昭和 年 月 日 大学大学院 研究科 専攻 博士前期課程 入学
昭和 年 月 日 同上 修了
昭和 年 月 日 大学大学院 研究科 専攻 博士後期課程 入学
昭和 年 月 日 同上 修了
昭和 年 月 日 大学 博士()取得 (第 号)

職歴
昭和 年 月 日 大学 学部 学科 助手
平成 年 月 日 大学 学部 学科 講師
平成 年 月 日 アメリカ合衆国 大学へ留学
(大学 学部 教室 Visiting Professor)
平成 年 月 日 帰国
平成 年 月 日 大学 学部 学科 講師
現在に至る

昭和 年 月 日 - 昭和 年 月 日 大学非常勤講師
平成 年 月 日 - 平成 年 月 日 大学客員講師

学会役員等
日本 学会理事(平成 年 ~ 平成 年)
日本 学会評議員(昭和 年 ~ 現在)
日本 研究会運営委員会委員(平成 年)

学術活動 誌の編集(平成 年 - 現在)

受賞歴 日本 学会奨励賞(昭和 年)

研究業績

- 1 原著論文
- 2 その他論文
- 3 学会発表
 - (1) 国内学会
 - (2) 国際学会

様式第4号

就 任 承 諾 書

年 月 日

京都府立大学長 様

氏 名 印

私は、下記により就任することを承諾します。

記

- 1 寄附講座名称 講座

- 2 就任予定期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

- 3 就任予定職名 (寄附講座)

寄附講座規程

様式第5号

寄附講座受入承認書

年 月 日

様

学 長

年 月 日付けで申請のあった寄附講座の設置に係る寄附の受け入れについては承認
します。

様式第6号

寄附講座寄附受入受諾書

年 月 日

様

京都府立大学学長 公印

年 月 日付けでお申し込みいただきました京都府立大学に対する寄附につきまして
は、下記のとおり受諾させていただきます。

記

1 寄附講座の名称

2 寄附金額

3 設置期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで